

弘前市伝統産業会館の管理を行う指定管理者の指定期間の変更について

弘前市議会令和7年第1回定例会において議決を得て、指定期間を以下のとおり変更しました。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
弘前市伝統産業会館	弘前市大字神田二丁目4番地9

2 指定管理者

名称 弘前市伝統産業会館管理運営委員会
所在地 弘前市大字神田二丁目4番地9
代表者職氏名 委員長 石岡 健一

3 指定の期間

(1) 変更前 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)
(2) 変更後 令和6年4月1日から令和7年12月31日まで(1年9か月間)

4 指定期間を変更する理由

弘前市伝統産業会館が令和8年1月1日に旧ワークトーク弘前に移転することに伴い、現在の会館は令和7年12月31日で閉館とし、改めて移転後の指定管理者を選定するため、指定期間を変更するもの。

5 変更までの経過

変更の議決

令和7年3月21日